

平成29年度第1回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 平成29年5月25日（木）
午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所 印西市役所 会議棟 2階 203会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
- 4 事務局 吉岡課長、五十嵐主査、越川主査補、中澤主査補
- 5 傍聴者 1名
- 6 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 題
 - (1) 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準の修正について（報告）【公開】
 - (2) 印西市個人情報保護条例の一部改正に向けた今後の取り組みについて（報告）【公開】
 - (3) 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告）【公開】
 - 4 閉 会

7 議 事

- 議題1 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準の修正について（報告）【公開】

事務局 <資料による説明>

会 長 ご質問等がありましたらお願いします。

各委員 （質問等なし）

会 長 2ページ目、下から4行目の、審査請求に関する裁決の権限は、審査庁である各実施機関にあるとありますが、裁決は、実施機関がするのですか。

事務局 はい。処分庁である実施機関が、審査庁となります。

会長 個人情報保護条例上の実施機関と行政不服審査法上の審査庁は、全く同じですか。

事務局 行政不服審査法の審査庁と情報公開条例・個人情報保護条例における実施機関は、一致します。

会長 第7条第2項の閲覧を拒む場合、第三者の利益を害するおそれがあると認める、または、正当な事由があるという決定は、審査会が組織決定するという前提ですよ。

事務局 はい。

会長 具体的な手続きは、持ち回りで行うのですか。

事務局 はい。

会長 できるだけ意見を集約し、コミュニケーションを取り合うという形ですか。

事務局 そうですね。

会長 わかりました。

この資料は、案となっていますが、取り扱いはどうなりますか。

事務局 今回いただいた意見を反映させて確定させる予定です。

会長 他にご意見はありますか。

各委員 (意見なし)

会長 3ページ、趣旨及び説明の2項目の3段落目、なお書は、条例上に根拠がないので、書くのであれば、条例にも書くべきだと思います。守秘義務に関しては、非常勤特別職には適用されない可能性があるため、条例上に書くということはわかります。

あと、8ページ、11条は、具体的に規則があると書いた方がわかりやすいと思います。

事務局 はい。

会長 同じページの2、審査請求に係る調査の議事録は非公開となっていますが、条例で規定した方がいいと思います。

事務局 はい。

会長 他にご意見はありますか。

各委員 (意見なし)

会長 では、議題1について、終了します。

●議題2 印西市個人情報保護条例の一部改正に向けた今後の取り組みについて(報告)【公開】

事務局 <資料による説明>

会長 ご質問、ご意見、自由にお願ひします。

委員 非識別加工情報制度について、具体的な使われ方は、想定していますか。

事務局 例で挙げましたバスや電車であれば、乗車の行動などを使い、事業者がサービスの向上や新たなサービスの創出をすることが考えられます。それがよいサービスであれば、事業者にも、利用者である住民にも利益となると考えられています。あと、医療では、薬の開発や病気の予防などへの利用が想定されているようです。ただ、今の段階では、具体的なことはわからない状況です。

委員 民間企業で、乗車人数、年齢、性別などの情報を集めて、マーケティングやシステムの改善に使うということですか。

事務局 はい。

委員 いくつかの公開された非識別加工情報を紐付けできると、ある程度個人を絞り込めるということは起こりうると思いますので、非常に難しいですね。サービスとして向上できるものがあれば、当然やるべきなのでしょうけれども、表裏の関係みたいなことが、今後、つきまとうのかなと感じます。

会長 そうですね。全然違うところにある2つの非識別加工情報が、例えば、10項目の情報と別の8項目の情報のうち、4つくらい重なっていればほぼ同一人物だろうと特定できたら、残りの14項目の情報も、その人の個人情報になってしまう。ビッグデータは、本来、個人を特定できないはずなのに、複数の非識別加工情報があることで、個人を特定できるようになるリスクが高くなる。自治体としては、安全面の問題で簡単には導入できなくなっているのだと思います。

事務局 はい。

委員 国の方針には従うべきだと思いますが、そういうリスクが必ずつきまとうということを知っておかなくてはいけないと思います。

会長 審査会に、その情報を出すことの可否を求められたら、非識別化に関しては、かなり専門的な知識が必要になると思いますので、大変だと思います。

委員 非識別化する技術というのは、機械的に非識別化して、その後、非識別化の状況を人為的に確認するというものですか。

事務局 国は、非識別化の手順の正しさで、加工の可否を判断するように考えていると思います。量が多いため、加工後のある非識別加工情報のすべてを人為的に確認することはできないと思います。

会長 非識別加工の方法と非識別化する情報の種類の2つを検証することになると思います。非識別化する情報の種類については、検証できるかも知れませんが、非識別加工の方法については、難しいですね。5ページの課題で問題になるのは、自治体が個人情報を守るといいながら、ビッグデータを出すことで、個人のセンシティブな情報が

インターネット上で特定されてしまうという恐ろしい事態になりかねないことではないかと思います。

事務局 利用する民間側は、一自治体のデータだけでなく、もう少し広範囲の情報を求めていると思われますので、この制度が広く浸透しないと民間の求めるデータを提供できないのではないかと考えています。ですから、非識別加工情報制度の導入は、各自治体の足並みが揃うことが、データの活用が図られるという意味では重要かと思います。

会長 大企業と地元の人を対象とする業者では商圈が違い、求めるデータが違うはずなので、日本全国で導入しなければいけないとは言えないと思います。

事務局 一つの要因になるだろうという考えです。

会長 その他、意見等ありますか。

各委員 (意見等なし)

会長 非識別加工情報制度に関しては、目的規定も変えるということですが、条文の表現は検討した方がいいと思います。個人情報を使って商売の手助けをしましょうということにもなりかねず、その場合、自治体が行うことかという考え方にもなると思います。将来、諮問が出る可能性もあるので、導入する場合の問題やそれに対する市での議論の状況、他市町の状況など情報提供していただきたいと思います。

会長 改正後の目的規定は、商売を手助けしつつ、個人の権利利益を図るようになっていて、これまでと正反対ですね。個人情報の保護と商売の手助けのどちらを優先するのかという問題があります。改正行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、目的規定だけを見ると、商売の手助けを優先していますよね。

事務局 そうですね。

会長 個人情報の保護を前提に、その有用性に配慮してというのであれば、これまでの流れからも理解できるのですが、この条文ではその前提がなくなっているので、難しいですね。

委員 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、もうこの目的になっているのですか。

事務局 そうです。もう公布されて、今月の30日に施行されます。しかし、改正には、どの自治体も慎重になっています。

会長 そうでしょうね。今までの解釈と正反対ですからね。

会長 個人情報の保護に関する法律の改正後の個人情報の定義で、個人識別符号の定義がないのですが。

事務局 はい。この次の項で定義しています。

会長 改正条文は、法律と政令を引用する形にするのですか。

事務局 引用か、記載かは検討し、諮問の段階でご意見をいただく予定です。

会長 改正の考え方ですが、3点まとめてではなく、非識別加工情報制度

だけ、自治体として慎重な検討を要するという事で、別にしたら
どうですか。定義の改正は、早めにした方がよいと思います。

事務局 他自治体の状況もあり、現時点では判断しきれません。

委員 目的規定を先に改正して、非識別加工情報制度を結果的に導入しな
いという可能性もあるのですか。

事務局 ありません。非識別加工情報制度を導入するときに、目的規定も改
正します。個人情報と機微情報の定義だけであれば、目的規定は改
正しません。

会長 他にご意見はありますか。

各委員 (意見なし)

会長 では、議題2について、終了します。

●議題3 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告）

事務局 <資料による説明>

会長 金入り設計書の開示請求は、特定の業者からの請求が多いのですか。

事務局 複数請求する業者もいますが、請求する業者の数が増えています。

会長 他にご意見・ご質問はありますか。

各委員 (意見・質問なし)

会長 では、議題3について、終了します。

すべての議事が終了しましたので、これで審査会を閉会します。

【当日使用した資料】

1. 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準の修正について
(報告)
 - (1) 資料1 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準(案)
 - (2) 参考資料 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準
(現行)
2. 印西市個人情報保護条例の一部改正に向けた今後の取り組みについて(報
告)
 - (1) 資料2 印西市個人情報保護条例の一部改正に向けた今後の取り組みに
ついて
3. 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について(報告)
 - (1) 資料3 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

この会議録は、印西市情報公開・個人情報保護審査会委員全員の個別の承認

を得たものである。

平成29年7月7日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文